

山下 昇

九州大学大学院法学研究院 准教授

高齢化する雇用社会の法政策－高年齢者の雇用の確保とその労働条件保護－

団塊の世代が引退する時代を迎えたが、年金制度は基本的に65歳からの支給を予定しており、これまでの60歳定年制との間に齟齬が生じている。60歳から65歳までの雇用を架橋するのが、高年齢者雇用安定法が定める高年齢者雇用確保措置の義務化である（平成18年施行）。多くの企業では、継続雇用制度のうち再雇用制度を用いて、60歳でいったん退職した従業員と再雇用（嘱託）契約を締結して、従前よりも低い労働条件で雇用しているのが実態である。もちろん、現実には厳しい。事業主にとっては、人事面やコスト面の調整が課題となり、労働者にとっても、大幅な労働条件を受け入れなければならないなど、継続雇用制度の導入をめぐる様々な問題が生じている。そこで、本研究は、①継続雇用制度の選抜基準に問題がある場合、②継続雇用後の労働条件が著しく低下する場合などについて、「手続」の側面に着目し、労働者の法的救済の可能性の観点から検討するものである。